

令和8年第3回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和8年3月27日（金） 午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 林 新太郎
二番委員 岡田 史絵
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
学校教育課参事補	板井 晋一

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

（1）議案

（教議第21号）大分市いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱について

（教議第22号）県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

（教議第23号）県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

（教議第24号）大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則及び職員の初任給、
昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

（教議第25号）大分市立学校における働き方改革推進プラン2030の策定について

(教議第26号) 大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

(教議第27号) 大分市公民館における学校施設使用料の徴収の特例に関する規則の制定について

(教議第28号) 大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について

(教議第29号) 大分市民図書館条例施行規則の一部改正について

(教議第30号) 大分市指定文化財の保存団体の追加と名称変更について

(教議第31号) 大分市登録文化財の登録について

(教議第32号) アートプラザ条例施行規則の一部改正について

(2) 報告事項

① 大分市教育委員会兼業許可基準の制定について

② 令和7年度大分市標準学力調査の結果について

③ 大分市学校給食東部共同調理場調理等業務受託候補者選定委員会の結果について

④ 野津原市民センター複合化改修事業について

⑤ 令和7年請願第3号 小学校給食費の無償化を求める請願及び令和7年請願第8号 学校給食費の無償化を求める意見書提出方についての取り下げについて

⑥ 令和8年陳情第2号 教育施設新築・解体工事に伴う損傷した家屋の原状回復等を求める陳情について

⑦ 令和8年第1回市議会定例会における一般議案等について

⑧ 令和7年度3月補正予算及び令和8年度当初予算について

⑨ 令和8年第1回市議会定例会における質問・答弁事項について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和8年第3回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時00分 開会)

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

なお、本日は、廣津留委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。本日の署名委員を一番委員、四番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第21号「大分市いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱について」につきましては、調査組織の公平性・中立性を確保する必要性があることから、教議第22号及び教議第23号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第21号から教議第23号は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第24号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第24号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について」ご説明申しあげます。

説明は端末内の関係資料をもとにさせていただきます。

本市では、令和8年度において、①令和8年4月から12月までの間、給料の減額措置を実施するとともに、②職員の昇格制度を見直し、2級から4級に職員について号給の引き下げを行うこととしております。

大分市立学校職員である幼稚園教諭についても市職員に準じてこれらの措置を実施するため、関係する条例の改正について、令和7年11月の教育委員会、令和7年12月の市議会定例会にて決定をいただいたところでございます。

本件は、給与減額措置等の実施に伴い、幼稚園教諭の給与について市職員に準じた規則の改正をしようとするものです。

改正内容の1点目は、大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則に

において給料の減額割合の決定を行います。12月の条例改正の内容は、減額割合の上限を定めるもので、実際の割合は規則で定めるものとされていたことから、今回、減額割合を決定しようとするものです。具体的には、市職員に準じて、職務の級が2級から5級までの職員は0.5%、職務の級が6級の職員は2%を減額することとなります。

改正内容の2点目は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則において、令和8年4月1日付けでの号給の変更（4号給引下げ）に伴う改正（経過措置）を行うものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

世の中物価高、賃上げのさなかなんですけども、賃下げはどのような理由からでしょうか。

教育総務課長

大分市、本市の給与水準につきましては、現在、2級から4級の給与水準が比較的高い状況となっております。

その指標の一つとして「ラスパイレス指数」がございますが、これは国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すものでございます。

本市につきましては、中核市の中でも2位と比較的高い状況にございます。

そのため、こうした状況を踏まえ、職員の昇格制度の見直しを行い、給与水準を一定程度抑制するため、今回の対応を行っているところでございます。

一番委員

わかりました。

教育長

人件費の問題につきましては、市の財政を圧迫する要因の一つでもあり、非常に厳しい課題であると認識しております。

一方で、人材確保という観点から見ますと、給与水準を一定程度確保する必要もあり、そのバランスを取ることが非常に難しい状況でございます。しかしながら、本市の給与水準につきましては、中核市の中でも極めて高い水準にあるという指摘もこれまで受けてきたところでございますので、そうした状況を踏まえ、今回の措置を講じたところでございます。

五番委員

なお、この対応につきましては、12月までの措置となっております。

ほかに、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

もう、これも12月までなのですね。

ただ、今年度につきましては、人事院勧告がこの時期に出されると思いますし、おそらく今回も大幅な引上げになるのではないかと考えております。その場合には、今回の措置を一旦元に戻したうえで、改めて人事院勧告に沿った形で給与改定を行っていくという考え方になるのでしょうか。

教育総務課長

今回の改正につきましては、大きく二つございます。

一つ目が、いわゆる「4号給引下げ」でございます。本市の給与体系は1級から10級までございますが、そのうち2級から4級の職員につきまして、これまで昇給のスピードが急であったことから、給与が急激に上昇する状況がございました。

そのため、今後は昇給のスピードを緩やかにするという趣旨で、4号給引下げの措置を行い、ラスパイレス指数を下げたいこうというものでございます。ただし、この制度改正の効果が令和8年度においては発生しないため、その間を補うものとして、4月から12月までの間、職員給与の減額措置を実施しているところでございます。したがって、この減額措置自体は、その期間に限った対応ということになります。

五番委員

わかりました。皆様お疲れ様です。

教育長

他に質問などございませんか。

それでは採決いたします。教議第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第25号「大分市立学校における働き方改革推進プラン2030の策定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第25号「大分市立学校における働き方改革推進プラン2030の策定について」ご説明申し上げます。

1月の本委員会において、最終案についてご説明いたしましたが、教育

委員会や総合教育会議におけるご意見を踏まえ、別冊のとおり、取りまとめたところでございます。

以下、主な変更点及び本市の考え方について、ご説明させていただきます。

まず、「1 策定の趣旨」については、学校教育を取り巻く環境変化に伴う課題の複雑化や教員確保の困難化が全国的かつ本市でも顕在化している状況を踏まえ、法改正による働き方改革の推進も含めた現状の説明として、教員不足に関する3段落の記述を追記しております。

次に、「(15) その他」については、第2次計画の主な実績として、14項目の取組のほか、関連する取組を整理し掲載しております。併せて、P21には主な取組一覧を示しております。

続いて、「基本方針①教職員の意識向上」の(1)【勤務時間の適切な管理による働き方改革の深化】については、業務の持ち帰りを行わないことを前提とし、1月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以内とする目標を設定しております。今後は、業務の持ち帰りを常態化させないことを基本としつつ、必要に応じて事後承認も認めるなど、教職員一人一人の意識の向上に取り組んでまいります。

また、(2)【教職員研修の見直しと専門性の向上】については、近年、人員確保の課題が一層顕著になっていることを踏まえ、「大学との連携による教育実習等や若手教職員に対するOJT」を追記いたしました。

次に、「基本方針②業務改善の推進」のうち、(5)【スクールサポートスタッフ（スクサポ）等による業務支援体制の充実】については、教職員アンケートの結果から、スクールサポートスタッフの配置が一定の効果を上げていることを踏まえ、業務内容の見直しを進め、学校現場における教職員の負担軽減を図ってまいります。また、導入後の現場からの意見を収集し、その内容を整理したうえで報告してまいります。

最後に、「基本方針③地域との協働」の(11)【保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応】については、保護者対応が時間的・精神的な大きな負担となっていることから、「大分市職員カスタマーハラスメント対応マニュアル」や他市の事例を参考に、**「教職員カスタ

マーハラスメント対応マニュアル」**の策定を進めてまいります。

つきましては、本計画につきまして、ご審議のうえ、ご決定をいただきたく本案を提出するものでございます。

なお、本委員会でのご決定のうえは、本計画を市ホームページに掲載するとともに、各学校等へデータを送付し、あわせて令和8年第2回市議会定例会において報告する予定としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

教員の負担軽減を図るということで、今回、様々な取組を進めていただいておりますが、その中で「持ち帰り業務をしない」という方針が示されております。

ただ、実際の学校現場では、何をもって「持ち帰り業務」とするのか、また、どのような基準で判断していくのかという点が、なかなか難しい部分もあるのではないかと感じております。

そのため、具体的にどのような業務を対象として、どのような考え方で「持ち帰らない」という基準を設けていくのか、そのあたりについてお聞かせいただければと思います。

学校教育課長

現在、教職員が持ち帰り業務として行っているものにつきましては、例えば次の授業に向けた教材研究や教具の作成、さらには学習評価に関する業務などがございます。

これらにつきましては、勤務時間内に十分な時間を確保することが難しい状況の中で、やむを得ず自宅へ持ち帰って行っているという実態がございます。今後につきましては、教職員の働き方改革を進める中で、勤務時間内にこうした業務を行うことができる時間を確保できるような取組を進めていきたいと考えております。

その結果として、持ち帰り業務ができるだけ発生しないような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

一番委員

持ち帰り業務につきましては、実際には、こっそり持ち帰ろうと思えば持ち帰れてしまう部分もあるのではないかと思います。

そのため、単に「持ち帰らないようにしましょう」という意識啓発にと

どめるのか、あるいは、実際に持ち帰りができないような一定の基準や仕組みを設けるのかという点については、非常に難しい課題であると感じております。

例えば、民間企業では、パソコンや携帯電話を会社に置いて施錠して帰るなど、物理的に持ち帰れないような対応をしている例もあります。

もちろん、それが教育現場にそのまま適切かどうかは分かりませんが、単なる掛け声だけでは、なかなか改善は進みにくいのではないかと感じております。

年度ごとに「持ち帰りを減らしましょう」という取組を進めていくことも大切だとは思いますが、実際に改善を進めていくためには、もう少し具体的なルールや方向性が明確になるとよいのではないかと感じましたので、その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

実際のところ、持ち帰り業務として何を持ち帰っているのかという点につきましては、例えば先ほどご指摘いただきましたような、学校で使用しているパソコン等を持ち帰るということではなく、主には教科書や教材研究に関する資料等を持ち帰っている状況でございます。

そのため、単純に「置いて帰る」という形で整理できる部分もあるとは思いますが、現実的には、翌日の授業準備等、どうしても必要な業務がある中で、持ち帰らざるを得ない状況が生じているという実態もございます。

そのため、まずは先ほど申し上げましたように、勤務時間内にそうした準備ができる時間を確保していくということが重要であり、そのためには、管理職からの声かけも含め、学年単位や学校全体の中で、一人一人が持ち帰り業務をしなくても済むような時間の確保に取り組んでいくことが必要であると考えております。

まずは、そうした意識を変えていくところからの取組が必要ではないかと考えております。

一方で、翌日の学校行事や授業準備等の関係から、当初は持ち帰る予定がなかったものの、やむを得ず持ち帰らなければならない状況が生じることも考えられます。

そうした場合まで一律に否定するものではありませんので、一人一人が持ち帰り業務を減らしていこうという意識を持ちながら、管理職等による声かけも含め、持ち帰り時間や持ち帰り作業の縮減に取り組んでいくことが必要であると考えております。

一番委員

急にできることではないとは思いますが、例えば民間企業では、事務スペースとは別に、個人で集中して学習や作業ができるスペースを設けたり、開放したりするなどの取組を行っているところもあると思います。

また、コミュニケーションを図る空間と、一人で集中して作業する空間を分けるといった工夫も進められていると聞いております。

一方で、学校現場におきましては、基本的に教職員は職員室で業務を行っておりますので、施設面やハード面を含め、すぐに同じような対応を行うことは難しい部分もあるとは思いますが。

ただ、少しずつでも毎年改善を重ねながら、教職員が働きやすい環境づくりにつなげていければという思いもあり、意見として発言させていただきました。

五番委員

改めて見て少し疑問に感じた点があります。

このA、B、C、D、Eに関する項目を見ていきますと、特にD、Eに関する内容の中で、「教員の働き方改革」と「事務職員の業務見直し」の部分の少し混在しているように感じました。

例えば、教員の働き方改革ということであれば、事務の完全移管であるとか、事務職員を増員して対応するといった項目も含まれているように見受けられます。DとEに含まれる項目を見ておりますと、当然、教員側の意識や業務改善が必要だと感じる部分もあるのですが、一方で、本来は事務職員が担うべき業務ではないかと思われる内容も含まれているように感じます。例えば、「学校施設の使用許可に関する事務の見直し」という項目がございますが、これは上から十数番目にあったかと思います。

こうした業務につきましては、教員の業務というよりも、本来的には事務職員が担う業務ではないかと感じているのですが、そのあたりの整理については、どのように考えておられるのでしょうか。

学校教育課長

今の「学校施設の使用許可に係る事務の見直し」という部分につきまし

五番委員

ては、確かに現在、学校現場では教頭が対応している部分もございます。

また、学校によっては、こうした業務を地域へ移行したり、委託したりするような取組も進められております。

そのため、ここでいう「見直し」は、事務職員へ業務を移すという意味合いというよりも、現在、教頭等が担っている業務について、別の方法や体制で対応できないか、あるいは地域や外部との連携によって負担軽減が図れないかという観点から見直しを行っていく、そういった趣旨の項目となっております。

おっしゃるとおりで、ここで示されているのは、教員が担っている事務業務の見直しという趣旨なのだろうとは思いますが。

ただ、イメージとしては、むしろ事務職員への移管をさらに進める方向や、事務職員の体制そのものを強化していく方向も必要ではないかと感じています。

もちろん、様々なサポーターを配置するという話もありますが、それに加えて、事務職員の人数や役割をもう少し強化することはできないのかという思いがあります。

例えば、原案については事務職員が作成し、教頭先生が最終確認を行うような体制にするといったことも考えられるのではないのでしょうか。

現状としては、実際には教頭先生がかなりの部分を作成し、事務職員はそれを処理・伝達するような形になっている印象もございます。

こうして一覧として見ますと、そうした役割分担の見直しについて、もう少し検討が必要なのではないかと感じたところですが、その点についてはいかがでしょうか。

学校教育課長

こうして表にしたときに、見直しの方向性として、現在、教頭等が担っている業務について、今後は学校事務職員が担っていくような形も考えていくべきではないかという趣旨でしょうか。

五番委員

例えば、そういった業務を今後どのように整理していくのか、あるいは学校事務職員へ移管していくような議論が実際に行われているのか、そのあたりがどうなっているのか気になったところです。

学校教育課長

議論としては、まさにそのような視点で進めているところでございま

す。当然、教職員の働き方改革を進める中で、例えば学校徴収金に関する業務などにつきましても、今後は学校事務職員のほうへ業務を分担していく、あるいは役割を整理していくといった考え方もございます。

そのような中で、今後、学校で働く様々な職種の教職員が、それぞれどのような役割分担のもとで事務を行っていくことが最も効果的なのか、また、働き方改革を進めるうえで、それぞれの立場の者がどのような形で業務に関わることが望ましいのかという視点から、見直しを進めていく必要があると考えております。

そうした意味で、この表につきましても、単に業務を列挙しているだけではなく、どの業務を誰が担うことが適切なのか、また、どのように事務負担を軽減していくのかという視点で整理しているものでございます。

こうした資料も活用しながら、今後の事務負担軽減や役割分担の在り方について検討を進めているところでございます。

五番委員

私がこの点にこだわっているのは、学校現場だけではなく、大学などにおいても同じような課題があると感じているからです。

大学においても、教員、いわゆる教授の仕事と事務業務との境界が曖昧な部分があり、忙しくなればなるほど、本来は事務が担うべき業務まで教員側が担っている状況が見られます。

もちろん、学部によってかなり状況は異なり、例えば医学部と経済学部でも大きく違うとは思いますが、以前、アメリカの大学教員の方と話をした際にも、「なぜプロフェッサーがそのような仕事をしているのか。それは本来、事務の仕事ではないか」という話を聞いたことがあります。

もちろん、現在は人員削減等も進む中で、すぐに見直すことが難しいという現状も理解しております。

しかしながら、そうした本来の教育や研究、あるいは教員として本来担うべき業務以外の負担が、結果として教職員の業務量を増やしている部分もあるのではないかと感じており、そのような観点から発言させていただきました。

教育長

現状といたしましては、DやEに分類されるような業務につきまして、事務的な業務を担う人員が多ければ多いほど望ましいとは考えております

が、実際には教頭先生や各教員が対応しているというのが現状でございます。

その背景として、大分県における学校事務職員の配置率が、全国的に見ても非常に低い状況にあることがございます。多くの学校で事務職員が1名配置となっており、いわゆる「1人職場」の状況となっておりますので、1人で担える業務には限界があるという実態がございます。

一方で、現在進められている働き方改革の中では、今後、学校事務職員の役割に大きな期待が寄せられております。中央教育審議会等でも議論が進められておりますが、今後、教員が担っている業務の一部を事務職員が担っていくべきではないかという意見も出されております。

そのため、学校事務職員の配置、つまり事務職員の定数を増やしていく方向についても、現在検討が進められているところでございます。

そうした中で、教員が本来担うべき業務と、今後、事務職員が担っていく業務との整理が、今後さらに明確になっていくものと考えております。その意味では、現在教員や教頭が担っている業務の一部を、将来的には事務職員が担うことも十分考えられるところでございます。

ただ、現状としては、大分市における事務職員の配置率が極めて低い状況にありますので、現時点では教諭や教頭が対応している部分が多いというのが実情でございます。

今後につきましては、国や県の動向も注視しながら、将来的に事務職員が担うことのできる業務について検討していきたいと考えております。

わかりました。

反対に、事務職員が少なくても業務が回るような仕組みとして、例えば、全市的な事務をどこかに集約した「集中処理センター」のような形で対応することや、勤怠管理を一括で管理する仕組みなどは考えられないのでしょうか。

例えば、デジタル化を進める中で、「今日は出勤している、していない」といった勤怠管理や、通勤手当等の支給事務についても、学校ごとではなく一括で処理するような仕組みができれば、現場の負担軽減につながるのではないかと思います。

一番委員

既にそのような取組をされている部分もあるのかもしれませんが、もしそうであれば申し訳ありません。

ただ、現場で事務職員が少ない状況を考えますと、そういった集中的な処理体制やデジタル化の活用という方向性も、一つ考えられるのではないかと感じたところでございます。

学校教育課長

本市におきましても、「学校支援センター」を設置しており、学校を支援するための事務的な作業等につきましては、この学校支援センターが一定の役割を担っております。

市内には5つの学校支援センターがございまして、それぞれのセンターから学校へ支援に入り、業務のサポートを行っているところでございます。そのため、今、委員がおっしゃったような、事務的な業務を一定程度集約して支援していくという仕組みにつきましては、形としては、既に学校支援センターが担っている部分もあるという状況でございます。

一番委員

ですから、単純に「学校ごとの事務職員配置人数が多いか少ないか」という視点だけではなく、学校支援センターのような支援体制も含めて、全体として事務支援体制が十分なのかどうかという観点で、人員配置を考えていく必要があるのではないかと感じました。

教育長

現状といたしましては、学校現場のICT化は、まだ十分に進んでいるとは言えない状況がございます。

例えば、現在でも学校にはファクシミリが設置されており、備品購入の発注等についても、ファクシミリを使用して行っているケースがあるなど、統一的な電子化が十分に図られていない実態がございます。

また、先ほど申し上げましたように、学校事務職員は1人配置の学校が多い状況にあります。その中でも、22歳の新規採用職員が配置される場合もあれば、定年退職間近のベテラン職員、再任用職員、さらには期限付任用の職員など、経験年数や業務習熟度に大きな差がある状況でございます。

そのため、1人で対応できる業務には限界もあり、学校ごとの事務処理能力や事務レベルに差が生じている実態もございます。

そうした中で、本市では学校事務センターを設置し、定期的に学校を巡

回しながら支援を行っております。1人では対応が難しい部分について、センターから支援を行うことで補完しているところでございます。

ただし、その支援体制が十分に機能しているかという点につきましては、なお課題があると認識しております。

また、依然としてファクシミリに依存している業務も多く、出退勤システム、旅費、給与、各種手当等に関する電子化につきましても、まだ十分に進んでいない状況がございます。

しかしながら、こうした電子化の推進は、政府全体の方向性でもございますので、小規模校も含め、今後しっかり進めていかなければならない重要な課題であると、大変重く受け止めているところでございます。

一番委員

ここであまり時間を使ってしまうのも恐縮なのですが、例えばキャッシュレス化の取組などは、学校現場ではどのような状況なのでしょう。

昔は、給食費をはじめ、様々な集金を学校で現金により行っていた記憶があります。給食費については現在も対応が変わっていると思いますが、今でも学校現場では現金による集金事務というものが残っているのでしょうか。企業では、かなりキャッシュレス化が進んでおり、そうした仕組みを導入することで、事務処理コストが大きく削減され、事務職員の負担軽減にもつながっている事例があります。

学校現場においても、そうした取組を進めていく考え方はあるのでしょうか。もし見当違いな質問でしたら申し訳ありません。

学校教育課長

ありがとうございます。

学校における徴収金システムにつきましては、公会計化による徴収と、それ以外の私費会計的なものとがございます。

例えば、給食費につきましては、現在、公会計化という形で取り扱っております。

また、教材費等につきましても、以前は現金で徴収していた部分があったのですが、現在は徴収金システムを導入したことにより、現金を直接扱わない形での徴収へ移行しているところでございます。

一方で、学校現場では、例えば家庭科で使用する裁縫道具セットの購入など、個人購入に関わるものにつきましては、業者との関係もあり、一部

現金での徴収が残っております。

また、宿泊体験学習等に伴う参加費につきましても、現在なお現金で対応している部分がございます。

ただ、基本的な方向性としたしましては、可能な限り現金を扱わない形で会計処理を行うということで、公会計化やシステム導入を進めているところでございます。

これにつきましても、教職員の徴収業務に関する負担軽減につなげるという観点から取組を進めているところでございます。

体育保健課長

給食費の徴収につきましては、令和4年度から公会計化を実施しており、現在は体育保健課のほうで全て徴収業務を行っております。

また、滞納整理につきましても、各学校で対応するのではなく、教育委員会の担当課において一括して対応しているところでございます。

後ほど改めてご説明いたしますが、現在は給食費の無償化も進めておりますので、そうした徴収に関する事務量につきましても、以前と比較すると減少している状況でございます。

一番委員

給食費の無償化が進みますと、やはり滞納対応に関する業務も減っていくことになるのではないかと思います。

特に、今後、小学校給食の無償化が進めば、これまで学校や担当課で行っていた徴収や滞納整理に関する事務負担も、さらに軽減されていくことになるのでしょうか。

体育保健課長

小学校につきましては、今年度、令和8年度から給食費の無償化を実施する予定となっておりますので、その分、新たな滞納整理業務は発生しなくなります。

一方で、令和7年度までに発生している未納分につきましては、引き続き滞納整理を進めていく必要がございますが、全体としては、滞納整理に関する業務量はかなり減少していくものと考えております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教議第26号「大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	教議第26号「大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。 本案は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加することにつきまして、大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正を行おうとするものでございます。 今回の改正の理由についてでございますが、令和7年6月18日に「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、令和8年4月1日より施行されることとなりました。それに伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項」も改正されることとなり、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたためでございます。 今後につきましては、各学校における働き方改革の取組内容を学校運営協議会の協議の柱として、学校運営の「基本的な方針」に位置付けることで、地域や保護者と連携・協働しながら、さらなる教職員の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	要は追記がされたということですか。
学校教育課長	そうです。
教育長	義務付けられたということで、各学校が取り組むということになります。

一番委員	わかりました。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教議第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしとの声)
	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
	それでは次に、教議第27号「大分市公民館における学校施設使用料の徴収の特例に関する規則の制定について」を議題といたします。
	事務局、説明をお願いします。
学校施設課長	教議第27号「大分市公民館における学校施設使用料の徴収の特例に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。
	本議案は、令和8年4月1日より原則有料となる学校の体育館や運動場などの施設使用料について、本市13地区公民館でも使用料の支払いが行えるよう、新たに規則を定めようとするものでございます。
	本規則の制定に至った背景ですが、昨年10月に「公共施設使用料に係る減免基準の見直しに関する説明会」を市内一円9か所で開催いたしました。
	その中で「高齢者にはオンライン申請が難しく、本庁舎まで出向くことも困難であるため、各支所や公民館で使用料を支払えるようにしてほしい」とのご意見を多数頂きました。支所や公民館を所管する市民部と協議を進める中、本市13地区公民館への支払い窓口を拡充することとなったところでございます。
	13地区公民館では、現金での施設使用料の納付及びレシートやつり銭の発行を行うものでございます。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
五番委員	この規則がないと払えないということですか。
学校施設課長	さようでございます。現在、学校施設課の窓口に来ていただいている状況がございますので、公民館職員でも使用料の徴収を行えるように規則を

	改正する次第でございます。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教議第２７号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
	それでは次に、教議第２８号「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。
	事務局、説明をお願いします。
体育保健課長	教議第２８号「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご説明申し上げます。
	本案は、物価高騰による学校給食用食材の価格高騰に伴い、引き続き栄養バランスや量を保った学校給食の提供ができるよう、学校給食費の額を定めております、「大分市学校給食費の管理に関する条例施行規則」について、所要の改正をしようとするものでございます。
	１食当たりの学校給食費の額につきまして、小学生は現行３４４円を２６円増の３７０円とし、中学生および教職員等は現行３５９円を４６円増の４０５円といたします。
	期別徴収額につきまして、小学生は現行６，５００円を１，４００円増の７，９００円とし、中学生および教職員等は現行７，５００円を１，１００円増の８，６００円といたします。ただし、小学生につきましては、２月２５日の教育委員会にて説明しましたとおり、令和８年度から給食費の無償化を行うため、生活保護対象者を除き給食費の徴収は行いません。また、中学生につきましても、引き続き給食費の無償化を継続いたします。
	以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただいた後、令和８年４月１日から施行いたしたいと考えております。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
一番委員	ちょっと決議とは直接関係ない話になるのですが、この無償化に伴う財

源につきましては、国から補助されるものなののでしょうか。それとも県の補助等があるのでしょうか。どのあたりから財源措置がされるのか、お聞かせいただければと思います。

体育保健課長

この分につきましては、国が2分の1、県が2分の1を負担する形となっております。

ただし、補助には上限額がございますので、それを超える部分につきましては、別の交付金等を活用しながら対応しているところでございます。

その結果として、最終的には児童生徒の給食費が無償となる形で運用しているところでございます。

一番委員

これは、県や市ごと、あるいは全国的な水準と比較できるものなののでしょうか。

例えば、大分県では小学生1人当たり7,900円程度の基準があるとのことですが、国と県が補助を行うのであれば、「高いほうがよいのではないか」という考え方も出てくるのではないかと思います。

ただ一方で、やはり自治体間の公平性という観点も必要になると思いますので、例えば「何々市はこの水準」「何々市はこの水準」といった形で、何らかの基準や比較をしながら決定されているものなののでしょうか。

体育保健課長

今回の国の無償化に係る交付金につきましては、先ほど申し上げましたように、上限額が設けられており、月額5,200円が上限となっております。この額につきましては、各自治体で給食費の設定額が異なっていることから、全国的な平均額をもとに、さらに2年前の調査時点からの物価上昇分を加味した結果として、5,200円という基準額が設定されております。

それを超える部分につきましては、基本的には各自治体が負担する形となっております。

本市におきましては、別途、物価高騰対策に係る交付金を活用することができましたので、その分を充当することで、保護者負担を実質ゼロとしているところでございます。

教育長

今の5,200円という上限額につきましては、今後、物価上昇等により、その額では対応が難しくなる可能性もございますので、国のほうでも

随時見直しを行っていく形になると考えております。

ただ、それでもなお、大分市の場合は実際の給食費との差額が生じておりますので、その部分につきましては、別の国の交付金を活用して対応している状況でございます。

そのため、仮に今後、その交付金がなくなった場合には、どのように対応していくかということを改めて検討する必要があるとは思っておりますが、現状といたしましては、市の持ち出し負担はない形で対応できている状況でございます。

五番委員

その交付金というのは、本来は給食費に充てることを目的とした交付金ではなく、関連する物価高騰対策等の交付金を活用しているという理解でよろしいのでしょうか。

体育保健課長

今回、その差額に充てている物価高騰対策の交付金につきましては、物価高騰に関連するものであれば、幅広く活用できる交付金となっておりますので、本市ではその一部を給食費の負担軽減に充てて対応しているところでございます。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

全委員

それでは次に、教議第29号「大分市民図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

教育長

事務局、説明をお願いします。

次長兼

社会教育課長

教議第29号「大分市民図書館条例施行規則の一部改正について」 ご説明申し上げます。

本件は、大分市民図書館の大分都市広域圏利用に関し、4月1日より、構成する市町に佐伯市が加入することから、大分市民図書館条例施行規則を一部改正いたしたく、ご決定をいたさうとするものでございます。

具体的には、佐伯市が市民図書館の相互利用に加わるもので、互いに利

教育長
一番委員
次長兼
社会教育課長

便性を向上させるため、より多くの利用者の皆様に、図書館を利用していただけると思われます。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

佐伯市が大分市の図書館にどうかかわるのでしょうか。

大分都市広域圏というものがございまして、これまで佐伯市はその圏域に加わっておりませんでした。

現在、市民図書館の利用登録につきましては、この大分都市広域圏に加入している自治体の方も利用できる仕組みとなっております。

今回、佐伯市がこの広域圏に加わったことにより、佐伯市の方につきましても、大分市の図書館で申請・登録を行っていただければ、利用登録証を発行し、図書の貸出し等が利用できるようになります。

一番委員

わかりました。要するに、大分市民以外の方につきましても、大分都市広域圏に加入している自治体の住民であれば、大分市の図書館の本を借りることができるようになるということですね。そうしますと、逆に県内の他市につきましても、今後、この広域圏へ加入したいというような動きはあるのでしょうか。

次長兼
社会教育課長

現在、市民図書館につきましては、この大分都市広域圏に加入している自治体の住民であれば利用できる形となっております。

そのため、この広域圏に加入していない自治体につきましては、現時点では利用対象となっております。

一番委員

すみません、細かいことで申し訳ないのですが、例えば、なぜ杵築市は加入していないのかとか、何か基準があるのでしょうか。

例えば、返却のしやすさであるとか、貸し出した図書の回収のしやすさであるとか、何かそういった基準があるのでしょうか。

次長兼
社会教育課長

この大分都市広域圏につきましては、図書館事業だけではなく、様々な行政分野での連携事業を行う枠組みとなっております。

その中で、今回、佐伯市がこの広域圏に加入したことにより、図書館サービスも利用できるようになったという形でございます。

図書館単独で加入・不加入を決めているというものではないということ

一番委員

教育長

全委員

教育長

全委員

教育長

文化財課長

でございます。

わかりました。

他にご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第30号「大分市指定文化財の保存団体の追加と名称変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教議第30号「大分市指定文化財の保存団体の追加と名称変更について」ご説明申し上げます。

去る2月6日に開催いたしました大分市文化財保護審議会におきまして、市指定無形民俗文化財「柞原太鼓（ゆすはらだいこ）」の保存団体の追加と名称の変更につきまして審議が行われ、適当であるとする答申が出されました。

「柞原太鼓」は、毎年9月に開催される柞原八幡宮の放生会、通称「浜の市」の祭礼において奉納される本市を代表する打奏芸能でございます。その起源は中世まで遡る歴史を有しており、昭和54年に、当時の主要な伝承地域であった上八幡地区の「柞原太鼓保存会」が保存団体として指定されました。

大正時代には、周辺地区の15におよぶ団体によって奉納が行われてまいりましたが、時代の変遷とともにその数は減少を続け、現在は「柞原太鼓保存会」のほか、「上白木」「金谷迫（かなやさこ）」「東八幡」「大山」「中原（なかばる）」「大久保」の計7団体が、その伝統の灯を守り続けております。

現在、指定団体である上八幡地区においては、市の伝統芸能伝承師をはじめとする熟練の打ち手により、伝統奏法が厳格に継承されております。しかしながら、指定から46年が経過する中で、少子高齢化の進展に伴う

担い手不足は深刻さを増しており、単一の地区による保存体制では、この貴重な文化財を将来にわたって維持していくことが困難な状況に直面しております。

このたびの保存団体の追加は、これまで活動を共にしてきた周辺6地区の保存会を新たに指定団体に加えることで、保存体制の広域化と強靱化を図ろうとするものでございます。また、これに併せて名称を「八幡（やはた）太鼓保存会連合」に変更し、組織を包括的な連合体へと再編することで、各地区の連携強化と技術の相互研鑽を促し、柞原太鼓全体の伝承基盤をより確固たるものにできると評価をいただいたものでございます。

以上のことから、保存団体の追加並びに名称の変更につきまして、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、追加及び変更の日につきましては、本委員会でのご決定をもって本日付とし、直ちに教育委員会の告示を行いたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは採決いたします。教議第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

（異議なしとの声）

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第31号「大分市登録文化財の登録について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

文化財課長

教議第31号「大分市登録文化財の登録について」ご説明申し上げます。

本案は、去る2月6日に開催いたしました大分市文化財保護審議会において、新たに「馬場古墳（ばばこふん）」を大分市登録文化財として登録することが適当であるとする答申が出されましたことから、これを受けて決定をいただこうとするものでございます。

馬場古墳は、大分市坂ノ市から佐賀関に通じる国道197号の北側、細

地区と馬場地区の境界に位置する丘陵の東端に築造された前方後円墳でございます。

本古墳は、昭和42年に測量調査が行われ、全長約60m、後円部径約30m、高さ4m余りの規模を有することが確認されておりました。さらに、昨年12月の現地調査におきまして、古墳を築造する際に地形を改変した痕跡や墳丘の盛り土、さらには「葺石（ふきいし）」の列など、遺構が極めて良好な状態で現存していることが改めて判明いたしました。

本古墳は、およそ1600年前の築造と推定され、海に面した立地条件を併せ考えますと、古墳時代の海部地域を代表する首長墳（しゅちょうふん）の一つであり、本市の古墳時代を解明する上で学術的価値が極めて高いものであるとの評価をいただいたものでございます。

以上のことから、馬場古墳を大分市登録史跡として登録いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、登録日につきましては、本日、教育委員会の告示を行った日いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは採決いたします。教議第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

（異議なしとの声）

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第32号「アートプラザ条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

美術振興課長

教議第32号「アートプラザ条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、アートプラザの行政運営の効率化と、指定管理者の職員の労働環境改善を目的として、アートプラザの開館時間及び休館日について一部改正しようとするものでございます。

改正点は、開館時間につきまして現在午前9時から午後10時としていますところを午前9時から午後6時に、休館日につきまして現在12月28日から翌年1月3日としていますところを、これに加えて毎月第2月曜日としております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は令和9年4月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

一番委員

午後10時というのが遅すぎたと思うんですが、何をもって6時までとしたのか、理由はあるのでしょうか。

美術振興課長

施設内に貸しギャラリーがございまして、そちらを利用される団体の受付終了時間が概ね午後4時から午後6時までとなっております。

実際に、その時間帯の利用団体が非常に多くございましたので、そうした状況を踏まえ、今回の時間設定につきましては、その運用を基本に考えさせていただいたところでございます。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項1点目「大分市教育委員会兼業許可基準の制定について」ご報告申し上げます。

本報告事項は「地方公務員法第38条第1項」の規定に基づく兼業許可基準を定めようとするにあたり、地方自治法第180条の4第2項の規定により市長に協議を行ったところ、同意を得ることができたことから、兼業許可基準の制定について、ご報告をするものでございます。

本市教育委員会においては、営利企業への従事等の許可基準について、法令や通知等に明確な基準が定められていなかったことから、これまで、

国家公務員に適用される人事院規則や通知等に準じて個別に判断してきたところでございます。

こうした中、令和7年6月11日付の総務省通知において、兼業に関しては、国家公務員と地方公務員の法律の立て付けが異なり、地方公共団体は、人的資源の有効活用の観点から、兼業が地域や社会が抱える課題解決に寄与するといった点等も踏まえ、地域住民の理解と納得を得られるよう、法の趣旨の範囲内で創意工夫をしながら、詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきものである、という見解が示されたことを受けて、まず本年4月より現行の取扱いに係る兼業許可の基準を制定しようとするものでございます。

この基準の制定により兼業の許可制とされている本来の趣旨である「公務能率の確保」「職務の公正の確保」「職員の品位の保障」を的確に図ってまいりたいと考えております。

なお、施行日は令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項2点目「令和7年度大分市標準学力調査の結果について」ご報告申し上げます。

「令和7年度大分市標準学力調査」につきましては、学力の定着状況を客観的に把握・分析・考察し、指導方法の工夫・改善を図ることを目的に、令和7年12月23日に小学校4年生及び中学校1年生を対象に実施いたしました。

資料左「昨年度までの課題」といたしましては、(1)国語科「書くこと」の領域について、特に小学校4年生において平均正答率が低いこと、(2)各教科の記述式問題の平均正答率が低いことが挙げられます。

こうした課題を踏まえ、資料右「今年度の主な取組」につきましては、各学校における主な取組として、学力調査の結果を分析し、つまずきの解消に向けた授業改善を図るとともに、家庭・地域と連携した学力向上の取

教育長

全委員

教育長

学校教育課長

組などを推進しております。

また、教育委員会における主な取組として、各種学力調査の結果を踏まえた分析シートの作成を行うとともに、小学校を対象とした国語科の授業視察や中学校への教科指導マイスターの派遣など、教員の授業力向上を図る取組を進めております。

本年度の結果を小中学校それぞれ、上段にお示ししております。

なお、全国平均である偏差値50を上回った教科を黒字、下回った教科を赤字で示しております。小学校は、3教科6項目中4項目、中学校は5教科10項目中5項目において全国平均を上回りました。しかしながら、前年度と比較すると全国平均以上を達成した教科数は4項目減少しております。

各学校におきましては、2月上旬に本調査の結果が届いており、調査結果をもとに、分析・考察を行い、児童生徒一人一人の課題に応じた個別指導や補充学習など、学力の保障に努めているところであります。

ここに記載の6教科は、基礎と活用の両項目又はいずれかの項目において、全国平均正答率を上回っております。特に、小学校の算数、中学校の国語、理科、英語においては、本市の課題でもあります記述式問題の正答率が全国平均を上回っております。

本市におきましては、学力調査の結果を受け、各教科において課題が見られた設問について分析を行っております。今回は、全国平均を下回った小学校国語と中学校社会について、ご説明いたします。

小学校国語においては、右上段の領域別の平均正答率に赤字で示した「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」「話すこと・聞くこと」「読むこと」の領域について全国平均との差が見られております。

設問といたしましては、「話すこと・聞くこと」の領域における、「相手の話を聞き、提示された資料から理由や事例を選び、相手に伝えるように話す問題」に課題が見られました。左下の表のとおり、正答率の目標値40.0%に対し、本市の正答率は23.3%であり、右中段のつまりきの傾向といたしまして、13.8%の児童が無解答であったことと併せ、

類似問題のように「どの段階のときか」を資料から取り上げて書けず、条件①を満たせなかったなど、2つの条件のうち、どちらかの内容を書くことができていない、というところが見られました。

右下段のつまずき解消のポイントといたしましては、相手や目的を意識して、理由や事例を挙げながら、話の中心が明確になるように構成をすることが大切であり、授業においては、ペアやグループで話させたり、思考ツール等を活用して理由や事例を整理・選択させたりする活動を取り入れることが必要であると考えております。

続いて、中学校社会について、ご説明いたします。右上段の領域別の平均正答率において「地理」「歴史」とともに全国平均との差が見られております。

設問といたしましては、地理的分野の「貿易割合が変化した理由を、2つの資料から読み取り、説明する問題」に課題が見られました。左下の表のとおり、正答率の目標値30.0%、全国正答率27.4%に対し、本市の正答率は25.0%であり、右中段のつまずきの傾向といたしまして、29.7%の生徒が無解答であったことと併せ、2つの資料を適切に読み取って、関連付けながら表現できていない、というところが見られました。

右下段のつまずき解消のポイントといたしましては、生徒が事象の意味や意義、特色や相互の関係を考えたり、地域にみられる課題を把握して、その解決に向けて根拠を選択・判断したりする単元づくりが大切であり、授業においては、地球的課題に関する単元を通した問いを設定し、グラフなどの資料を根拠に自分の考えを表現する活動を取り入れることが必要であると考えております。

今後の取組につきましては、各学校における主な取組として、各教科の「授業改善のポイント」に関する説明動画を全教職員が視聴するとともに、学習に支援を要する児童生徒へのきめ細かな個別指導の在り方や授業と家庭学習の連動など、個に応じた補充学習の充実を図り、確かな学力の定着・向上に向けた授業改善の取組を進めてまいります。

また、教育委員会における主な取組として、本市作成の「授業力向上ハ

ンドブック」等を活用し、こどもの考えを「つなぐ」「ひろげる」授業づくりに向け、「教師の役割と発話」等について、引き続き指導・助言を行ってまいります。加えて、小学校における書く力の育成を目的とした国語科の授業視察や中学校1年生を対象とした教科指導マイスターによる授業視察の実施にあたっては、各教科の「授業改善のポイント」を活用した指導・助言に努めてまいります。

今後も教育委員会と学校が一層連携し、こどもが「わかった」「できた」と実感できる授業づくりに向けて取り組んでまいります。

各種学力調査の結果を踏まえ、各教科の課題が見られる問題について、本市全体の状況と比較しながら、自校の誤答の傾向や今後の対応について、分析・考察できるよう「分析シート」を作成し、各学校に配付しております。本シートは、各学校での分析と併せ、校区の小中一貫教育に係る合同研修会等で持ち寄るなど、適宜活用できるよう、1つのシートに小中学校を取りまとめた構成としております。

今年度の学力調査の結果を踏まえ、今後とも「分析シート」や「授業力向上ハンドブック」等を活用し、各学校に対して指導・助言を行うとともに、本市教育センターと連携して、授業改善を図ってまいります。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

詳細な分析をしていただき、本当にご苦労さまでございます。様々な対応をされていることはよく分かりました。

ただ、以前も申し上げたかと思うのですが、例えば1ページの表を見たときに、令和5年度の小学校4年生は、令和6年度には小学校5年生になっているわけですね。同様に、5年生は6年生へ、令和5年度の中学1年生は令和6年度には中学2年生へ進級しています。

そうした中で、例えば令和5年度時点で「この小学校4年生は、この分野が弱かった」「この問題がなかなか解けなかった」という分析をした場合に、翌年度、そのこどもたちが進級した令和6年度の小学校5年生ではどう改善したのか、そういった継続的な分析があると、より実態が見えてくるのではないかと感じています。

教育長

五番委員

もちろん、全体平均を見ることも大事なのですが、各学校においても、「今年の4年生はこの分野が弱かったので、そこを重点的に取り組んだ結果、翌年度どう変化したか」といった視点で分析し、指導改善につなげていくことが重要ではないかと思っております。

授業の進め方も先生によってかなり違いがありますし、学校によっても様々な工夫をされていると思いますので、そうした積み重ねの中で、最終的に全体の平均値も変わっていくのではないかと感じています。

実際に、既にそうした取組をされている学校もあるのではないかと思います。分析資料の中でも、そのような経年変化や学年ごとの追跡が見えるようになると、より実践的で分かりやすい資料になるのではないかと感じました。

学校教育課長

当然、この結果につきましては、個別に、それぞれのこどもの学力や理解の状況について分析を行っております。

特に、どの教科のどの内容について理解が十分でないのかという部分につきましては、各教諭、担任が、日頃の学習状況等も含めてこどもたちの実態を見取りながら、しっかりと把握し、そのうえで授業改善や補充学習、個別指導等を通じて力をつけていく取組につなげております。

その意味では、この調査結果につきましても、そうした指導改善のための資料として活用しているところでございます。

ただ、現在お示ししている一覧表につきましては、そういった個別の変化や、学年ごとの継続的な分析の部分までは見えにくい形になっておりますので、今後は、委員からいただいたご意見も踏まえ、そうした部分が少しでも具体的に分かるような示し方について、検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

教育長

他にご質問などございませんか。

四番委員

教科ごとの学力調査の話とは少し違うかもしれませんが、1人1台端末が導入されて以降、高校入試の業務に関わる中で、実際に「書く力」が弱くなっているのではないかと感じる場面があります。

例えば、マークシートをうまく塗りつぶせていなかったり、筆圧が弱くて文字が非常に薄く、判読が難しいケースがあったりするなど、以前には

あまり感じなかったような状況を見ることがあります。

学校でも、紙に書く練習等はされているのだと思いますが、一方で、塾に通っているかどうかによって、そうした部分に差が出ているのではないかと感じることもございます。

また、全体的な印象として、端末を活用することで、逆に学力が下がっているように感じてしまう部分もあります。

もちろん、端末の活用自体は非常に有効で、例えば集約作業が効率化されたり、発表がしやすくなったりと、多くのメリットがあることも理解しております。

ただ、その一方で、少し手間のかかる作業を積み重ねることで身につく力というものも、やはりあるのではないかと思います。

そのため、学校現場におきましても、今後、端末の活用方法や活用の在り方について、様々なデータを取りながら、また全国的な事例等も参考にしながら、「端末に頼り過ぎていないか」という視点も含めて見直していくことが必要なのではないかと感じております。

すみません、学力調査そのものの話とは少し離れてしまいましたが、意見として述べさせていただきました。

ありがとうございます。

他にご質問などございませんか。

例えば国語であれば、「条件を踏まえて書く」といった形式の問題は、以前から学力調査等でも見られていたかと思います。

そうした意味では、過去問題などを教材研究や授業の中で活用していくことで、単にテスト対策というだけではなく、文章を書く練習や、自分の考えを条件に沿って整理して表現する力を育てることもつながるのではないかと思います。実際に、そのような過去問題等を活用した取組は行われているのでしょうか。

基本的には、授業で使用する教材の中で、そのような力を身につけていくという考え方で取り組んでおります。

そのため、このテストのためだけの対策授業を行うということになりますと、本来求めている力の育成とは少し趣旨が異なってくるのではないかと

学校教育課長
教育長
二番委員

学校教育課長

と考えております。

したがいまして、例えば「条件に沿って書く力」であるとか、「自分の考えを整理して表現する力」といった部分につきましては、それぞれ国語であれば国語の教材や授業の中で、日常的に力をつけていくという形で取り組んでいるところでございます。

そのため、過去問題を解くことを中心とした、いわゆるテスト対策型の取組を主として行っているということではございません。

教育長

先ほど委員からもお話がございましたが、端末の活用と学力との相関関係につきましては、一概には言えない部分があると考えております。

例えば、北欧では、端末活用の在り方について見直しの動きも出てきております。

一方で、バルト三国の一つであるエストニアは、行政手続のほとんどを電子化しているようなＩＣＴ先進国でありますし、韓国なども含め、電子化が進んでいる国において学力水準が高いという状況もございます。

そのため、北欧での見直しの動きがある一方で、エストニアや韓国のように、ＩＣＴ活用と高い学力が両立している国もあることから、現時点では単純に「端末活用が学力低下につながる」とは言い切れない部分があると考えております。

今後につきましては、国においても研究が進められていくと思いますし、ＣＢＴ化、いわゆるコンピューター・ベースド・テストの導入も進み、テスト自体をコンピューター上で行う流れも広がっていくものと考えております。

そのような中で、コンピューター操作に慣れていく必要がある一方で、委員からご指摘がありましたような「書く力」の低下などについても、今後さらに研究が進められていくものと思っております。

また、そうした国の動向や研究成果等につきましても、情報が入りましたら、お知らせしていければと考えております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項３点目「大分市学校給食東部共同調理場調理等業務受託候補者選定委員会の結果について」ご報告申し上げます。

端末内の関係資料をご覧ください。

大分市学校給食東部共同調理場では、平成２０年８月から民間事業者調理等業務を委託しておりますが、現在の契約履行期間が令和８年７月３１日までとなっており、引き続き民間事業者への業務委託をするにあたり、衛生管理等の安全性や業務の円滑な運営等を確保するため、選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式による選定を行いました。

令和７年１２月１６日に第１回選定委員会を開催し、選定基準などの内容について審議を行い、令和８年１月９日から募集したところ、１事業者から参加表明及び企画提案書等の提出がありました。

募集要項において、応募者が１事業者であった場合においても審査を行い、選定委員会が適切な応募事業者と判断した場合は受託候補者とする、と規定されておりますことから、令和８年２月２７日に第２回選定委員会を開催し、１事業者について、提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査いたしました。

その結果、受託候補者として必要な評価点を上回っており、選定委員会におきまして適切な受託候補者として判断されましたことから、現在の受託事業者でもあります「株式会社東洋食品」を受託候補者に選定したところでございます。

委託期間は令和８年８月１日から令和１１年７月３１日までの３年間となります。

現在、「株式会社東洋食品」と契約締結に向けて準備を行っており、今月中に契約締結を行います。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項４点目「野津原市民センター複合化改修事業について」ご報告申し上げます。

教育長

全委員

教育長

次長兼

社会教育課長

端末内の関係資料をご覧ください。

本事業において、社会教育施設である野津原公民館を野津原市民センターへ機能移転する方針を基本計画として取りまとめたことから、事業の進捗等について報告いたします。

まず、「1 複合化の方針について」ご説明いたします。

本市では、公共施設の適切な維持管理を長期的な視点で行うため、「大分市公共施設等総合管理計画」を策定し、人口減少・少子高齢化および財政状況を踏まえて施設保有量の適正化を推進しております。野津原地区では、野津原市民センター、野津原公民館、野津原老人いこいの家の老朽化状況等を踏まえ、コミュニティ拠点としての機能の強化を目指し、市民センターに公民館、老人いこいの家を集約する方針といたしました。

「2 配置図及びレイアウトについて」ご説明いたします。

図面は1階のレイアウトになります。

来庁者の利便性や職務の効率性の観点から支所窓口および公民館窓口を1階に配置しております。また、エントランスホールやロビーと公民館図書室が隣接する配置とすることにより一体的に利用できる計画としております。

図面は2階のレイアウトになります。

公民館の貸出対象室はすべて2階に配置しております。また、市民の交流拠点となる施設を目指し、フリースペースとして学習コーナー、キッズコーナー、談話コーナーを設ける計画としております。

図面は全体の配置図となります。

複合化による公民館機能追加に伴い、駐車場利用台数の増加が見込まれることから、西側広場に駐車場を整備いたします。また、公民館集会室につきましては、図面赤色の位置に新設する計画としております。

下段に今後のスケジュールを示しております。

令和8年度に設計を行い、令和9年度から10年度にかけて市民センター改修工事、公民館集会室棟新築工事を行います。なお、工事期間中におきましては、市民センター機能を公民館に仮移転する想定としております。工事完了後、準備のうえ令和11年度に供用開始の予定としております。

	す。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
一番委員	建設費用は幾らぐらいになるのですか。
次長兼	まだ計画のみですので、具体的な金額は出ておりません。
社会教育課長	
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは、次の報告事項の説明をお願いします。
体育保健課長	報告事項５点目「令和７年請願第３号 小学校給食費の無償化を求める請願及び令和７年請願第８号 学校給食費の無償化を求める意見書提出方についての取り下げについて」ご報告申し上げます。
	令和７年６月１２日付で小学校の給食費を無償化することを求める請願、また、令和７年９月４日付で国において学校給食費の無償化を実施することを求める意見書の提出を求める請願が「新日本婦人の会大分支部」より大分市議会議長宛に提出され、これまで大分市議会文教常任委員会におきまして審査が継続されておりましたが、令和８年３月１８日付けで請願者より取り下げ届が提出されたところでございます。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは、次の報告事項の説明をお願いします。
学校施設課長	報告事項６点目「令和８年陳情第２号 教育施設新築・解体工事に伴う損傷した家屋の原状回復等を求める陳情について」ご報告申し上げます。
	令和８年３月１１日付けで、「教育施設新築・解体工事に伴う損傷した家屋の原状回復等を求める陳情」が、より大分市議会議長宛てに提出されました。
	提出者の主張といたしましては、金池幼稚園解体工事と金池小学校の校舎新築・解体工事により発生した衝撃波によって、居住する家屋の雨漏りや構造の劣化などの影響が生じており、補償費算定の前提となる家屋調査

を再度、実施することと、その結果に基づく迅速な対応を求める趣旨でございました。

なお、令和8年第1回市議会定例会文教常任委員会におきまして、本陳情は不採択とされましたことを報告いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項7点目「令和8年第1回市議会定例会における一般議案等について」ご報告申し上げます。

端末内の関係資料をご覧ください。

教育委員会関係の議案としましては、「大分市立学校職員サービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」、「大分市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について」、「工事請負契約の締結について」の合計4議案がございました。

内容につきましては、第2回定例の本委員会でご説明し、ご決定をいただいたものであり、原案どおり可決し、成立しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項8点目「令和7年度3月補正予算及び令和8年度当初予算について」ご報告申し上げます。

内容としては、令和7年度3月補正予算では学校施設整備に係る経費について国庫補助金の追加配当に伴う補正予算として11億9,984万円を計上いたしました。

令和8年度当初予算では17億5,156万4千円を計上いたしました。これらについては、令和8年2月25日に開催した本委員会承認い

	ただきましたが、令和８年第１回市議会定例会でも原案どおり可決され、成立いたしましたのでご報告申し上げます。 説明は以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは、次の報告事項の説明をお願いします。
教育部長	報告事項９点目「令和８年第１回市議会定例会における質問・答弁事項について」ご報告申し上げます。
	端末の別冊資料をご覧ください。 (概要について説明) 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは次に、教議第２１号「大分市いじめ問題第三者調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。 なお、これより秘密会の審議となります。 傍聴の方は退席ください。
教育総務課長	審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。 また、議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。
教育長	どうぞ。
教育総務課長	(教議第２１号について説明) (議案審議の結果、教議第２１号は原案のとおり決定する)
教育総務課長	次の議案説明のため、事務局職員を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。
教育長	それでは次に、教議第２２号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	(教議第２２号について説明) (議案審議の結果、教議第２２号は原案のとおり決定する)

教育長	それでは次に、教議第２３号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。
学校教育課長	事務局、説明をお願いします。 (教議第２３号について説明) (議案審議の結果、教議第２３号は原案のとおり決定する。)
教育総務課長	それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。
教育長	以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。
美術振興課長	(お知らせ) 特別展「日本中のこどもたちを笑顔にした絵本作家かがくいひろしの世界展」について
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育総務課長	４月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。 ４月は、４月２８日火曜日の午後３時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日の会議終了後は、連絡事項がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。 以上でございます。
全委員	(了承)
教育長	他に事務局から何かございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。 (午後５時２０分 閉会)